

# 「豪雨の被害、保険金で修理」 その電話は悪質業者かも – 自分で請求手続き、徹底を

2021/06/04 04:00 日本経済新聞電子版 1587文字

「保険金で自宅を無料修理しましょう」。こんな言葉で保険契約者を勧誘する業者によるトラブルが急増している。国民生活センターによると、関連する相談は2020年度、前年度比約2倍の5368件に。10年前と比べ約20倍の水準だ。保険金が出なかったのに高額な工事費だけは請求してきたり、最悪の場合は契約者が刑事罰に問われたりするおそれもある。

「3年前の台風で家に被害があるはずです。早くしないと保険金が請求できなくなります。私たちが請求を代行し、工事も担当します」

20年の暮れ、近畿地方の50代男性の自宅にこんな電話があった。不審に思った男性は勧誘に応じなかったが、「そのまま契約し、トラブルに巻き込まれる人が急増している」（国民生活センター）という。

保険金の対象となる破損はないのに修理をして工事費だけは請求してきたり、請求を手伝った対価などとして保険金の4～5割程度の手数料を求めたりするのが典型的な手口だ。

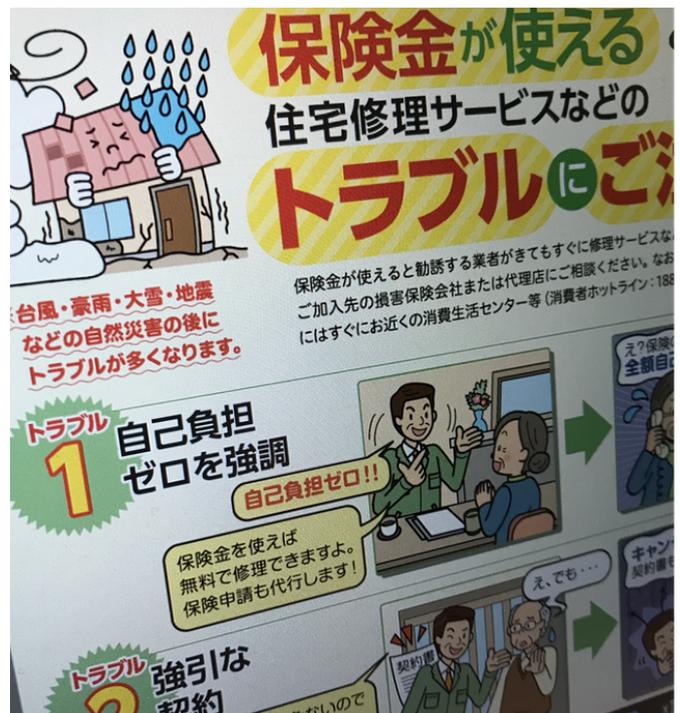
「屋根や雨どいを故意に壊し、保険金を請求する悪質なケースもある」（日本損害保険協会）。こうした場合は保険金詐欺とされ、保険金返還請求や保険契約解除が求められるほか、契約者自身が架空の請求をしたなどとみなされて刑事罰に問われるおそれもある。

従来、こうした勧誘は水災や地震の直後に増える傾向があった。ただ、20年は12年ぶりに台風の上陸がないなど、大規模災害が比較的少ない年だったにもかかわらず、悪質な勧誘の相談は急増している。

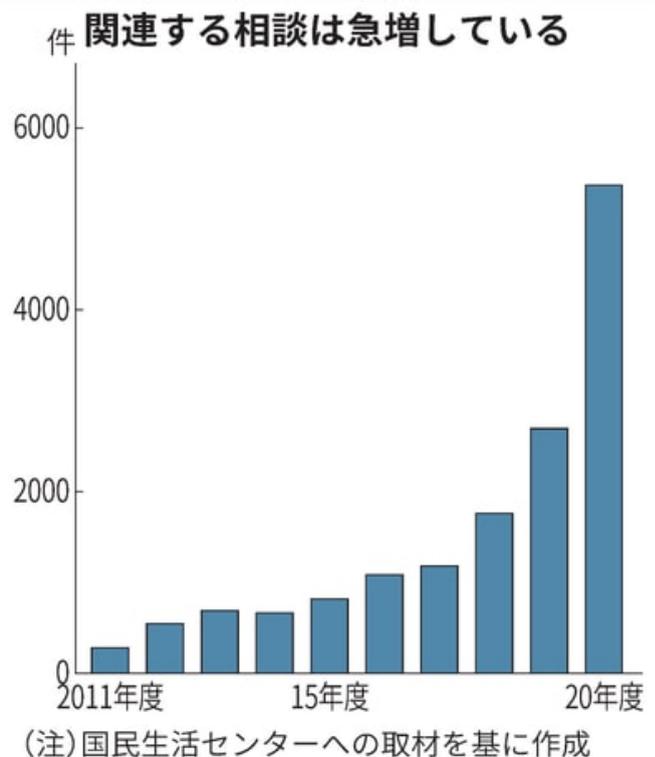
「直近に大災害がなくても、3年という保険金請求の時効を持ちだして契約を迫る例が出てきた」（国民生活センター）。20年の場合、3年前の17年に関西を襲った大規模台風など「過去の災害で見過ごした住宅の破損を保険金で直そう」といったうたい文句の勧誘が目立った。いまは災害直後だけでなく、常に警戒が必要な状態だといえる。

トラブルを避けるための鉄則は、もし自宅訪問などで勧誘されても、その場では契約せず、保険金については直接、契約している保険会社や保険代理店に相談すること。日本損害保険協会は「保険金請求の手続きは被害の状況など、ごく基本的な情報を伝えればいいだけで、複雑ではない。業者に代行を依頼する必要は全くない」と強調する。

そもそも、通常の火災保険の水災補償や地震保険は災害をカバーするもので、故意の損傷はもちろん、



「保険金を使える」と勧誘する住宅修理のトラブルが急増（日本損害保険協会の注意喚起用チラシ）



経年劣化の傷みなども対象外だ。こうした保険の契約内容を改めて確認しておこう。不適切な勧誘を受けても、保険の基礎を理解していれば、毅然と対応できる。

訪問業者などの勢いに押され、つい契約してしまった場合も、あきらめて請求金額を払うことはない。訪問や電話勧誘による販売であれば契約後、一定の期間内は無条件で契約を解除できるクーリングオフ制度を適用できる。

国民生活センターは「クーリングオフの期間には限りがあるので、もし契約してしまった場合はできるだけ早く相談してほしい」と話す。近くの消費生活センターなどにつながる電話番号『188（いやや）』で受け付けている。

#### ■ネットで連絡 AIが調査

保険金請求の手続きは最近、効率化が進んでいる。損害保険ジャパンは現在、火災保険など幅広い保険を対象に、手続きの最初の段階となる事故連絡を対話アプリ「LINE」でも受け付ける。

三井住友海上火災保険もインターネットで連絡できる。両社とも連絡後の被害調査には人工知能（AI）などを導入し、対面ではない手続きにも取り組んでいる。

IT（情報技術）を使って、簡単に保険金請求ができることを契約者が知っておくだけで、不適切な業者の介入余地を減らせるケースは多いが、「今後は非対面を逆手に、自らの存在を隠して請求を試みる業者が現れることも考えられる」（日本損害保険協会）。

電話にしろ、ネットにしろ、保険金の請求は直接、自分で手続きするという基本動作を徹底したい。

（堀大介）

#### 【関連記事】

- ・マンション選びプロの視点 新築・中古別注意点 13選
- ・事故物件の告知、病死は不要に 国が不動産契約で指針案
- ・災害保険金、請求トラブル多発 相談は大震災前の24倍



経年劣化によるヒビ割れなどは保険金の対象にはならない

### 考えられるトラブルの内容

- 保険金が出ない・足りないのに修理を進め、工事費を請求
- 保険金請求を手伝う手数料として保険金の4～5割程度を請求
- 修理自体の工事内容が不適切であったり、ずさんだったりする
- 保険金詐欺として、保険金返還や保険契約解除を求められる

許諾番号30084423 日本経済新聞社が記事利用を許諾しています。

本サービスで提供される記事、写真、図表、見出しその他の情報（以下「情報」）の著作権その他の知的財産権は、その情報提供者に帰属します。

本サービスで提供される情報の無断転載を禁止します。

本サービスは、方法の如何、有償無償を問わず、契約者以外の第三者に利用させることはできません。

Copyrights © 日本経済新聞社 Nikkei Inc. All Rights Reserved.